

公 告

沖縄県警察で使用する車両（移動交番車）の売買に関する契約を一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 件 名 | 警察車両（移動交番車）の売買 |
| (2) 物品等の規格 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| (3) 納入期限及び納入場所 | 令和 9 年 3 月 31 日（水） |
| (4) 沖縄県警察本部 | 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部 |

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するとき。
- (3) 一般競争入札参加資格登録申請書（別記様式）を提出できる者
- (4) 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書（原本）を提出した者
- (5) 法人にあつては、役員等名簿及び現在事項全部証明書を提出した者
- (6) 暴力団排除に関する誓約書を提出した者
- (7) 社会保険に加入義務がない者にあつては、社会保険に加入義務がないことについて申出書を提出した者

3 入札に参加することが出来ない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった過去 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者

4 入札説明書等の交付場所

- (1) 入札説明書等の交付場所並びに問い合わせ及び提出先 沖縄県警察本部 地域部 地域課
〒 900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号 098-862-0110（内線 3574）
- (2) 入札説明書等の交付期間及び報告書提出期限
令和 8 年 7 月 16 日（木）から令和 8 年 7 月 30 日（木）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時を除く。）とする。）

5 入札書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限
令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時 00 分
- (2) 提出場所
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部警務部会計課（用度係）

6 開札日時及び場所

- (1) 日時
令和 8 年 8 月 6 日（木） 午後 1 時 30 分
- (2) 場所
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部 1 階 警察資料室

7 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間
この広告の日から令和 8 年 7 月 30 日（水）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間）
- (2) 場所
沖縄県警察本部警務部会計課

- 8 入札保証金
入札説明書のとおり。
- 9 入札の無効
次の入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 10 落札者の決定方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 再度の入札に対し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約ができるものとする。
- 11 最低制限
価格設定しない。
- 12 その他
 - (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) その他詳細については、入札説明書による。